

他の官公署等からの転官・転職者に対する累積功労表彰基準の取扱い運用について

〔平成2年2月17日監発第40号〕
石川県警察本部長より各部・課・隊・校・署長あて

みだしのことについては、「石川県警察の表彰に関する訓令」(昭47.4.1本部訓令第10号。以下「訓令」という。)に基づいて実施してきたところであるが、日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)の分割・民営化及び航空隊の設置に伴い、本県警察職員に採用された者に対する取扱いは、今後、訓令のほか次により運用することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 国鉄の分割・民営化に伴い本県警察職員に採用された場合の取扱い

国鉄の分割・民営化に伴い、国鉄職員から本県警察職員となった者が採用後5年を経過した場合は、次により国鉄における勤続期間を通算するものとする。

(1) 国鉄公安職員の経歴を有する者

国鉄公安職員の勤続期間にその他の国鉄勤続期間(国鉄の全勤続期間から国鉄公安職員勤続期間を差し引いた期間)の二分の一を加えた期間を通算する。

(2) 国鉄公安職員の経歴を有しない者

国鉄における全勤続期間の二分の一の期間を通算する。

2 航空隊の設置に伴い本県警察職員に採用された場合の取扱い

本県警察航空隊の発足に伴い、自衛隊員から本県警察職員となった者が採用後5年を経過した場合は、自衛隊における勤続期間を通算する。

3 取扱上の留意事項

本通達による取扱いは、訓令の別表第2号に記載された各累積功労表彰に適用されるものであるが、特に、永年勤続表彰については次の点に留意すること。

(1) 本通達により通算した勤続期間が表彰基準年数を超えた場合は、遡及しての表彰は行わないものとする。

(2) 国鉄における永年勤続表彰として、すでに「国鉄総裁功績賞」を受章している場合には、表彰は行わないものとする。